

# 中須賀町地区



発行：中須賀町地区まちづくり協議会  
事務局：高知市都市建設部市街地整備課

## まちづくり協議会ニュース 第13号



発行日：令和6年(2024年)9月27日

### 第36回中須賀町地区まちづくり協議会を開催しました。

平素は、当協議会の活動にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、8月25日(日)に第36回中須賀町地区まちづくり協議会を開催し、35人の方にご参加いただきました。

協議会では、高知市から今後のスケジュールについて等の説明が行われました。

今後は、6ブロックの移転対象者の皆さまへ、市街地整備課から補償内容等についての説明が行われます。また、7ブロックの移転対象者の皆さまへは、令和7年3月から4月頃に行なわれる建物調査に向け、11月頃から順次、市街地整備課からご連絡がある予定です。

#### 澤村会長挨拶

区画整理事業が目に見えて進んでおり、今年度は6ブロックとなります。自分は3ブロックですが、初めての経験で、税金のことを税務署へ直接聞きに行ったら予約制だったということがありました。これから移転となる方は、既に移転された経験者に話を聞き、分からないことがあれば事務局に確認して進めていった方が順序よく進んでいくと思います。

お身体を大切にしてください、新しい町をみんなで見ていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。



R6.8.25(日)まちづくり協議会の様子

## 協議会当日に出た質問

(協議会終了後の個別質問を含む。当日の質問回答内容を一部抜粋及び補足しています。)

質問	建物解体後の滅失登記は所有者が法務局で手続きを行うのですか。
回答	建物を解体した時は、1か月以内に法務局へ滅失登記の申請が必要です。手続きは建物の所有者が行います。なお、共有名義の建物については、共有者の一人が単独で申請することができます。(所有者がお亡くなりになっているときは、相続人のうち一人が単独で申請することができます。申請には相続関係が確認できる戸籍や申請者の住民票等が必要です。) 滅失登記の申請書には建物登記簿の内容(不動産番号又は所在、家屋番号等)を記入していただき、解体業者が発行する建物滅失証明書を付けて申請します。また、登記簿上の所有者の住所が現住所(所有者死亡のときは最後の住所)と異なる場合は住民票や戸籍の附表(登記の住所～現住所等が確認できるもの)も必要です。 滅失登記申請の代行を依頼するときは、土地家屋調査士に依頼することになります。
質問	下の写真について、西側から車で来て、①のところを南へ曲がることはできますか。
	
回答	南側は、既に道路は整備されており、通行規制等もありませんので①部分で南へ曲がることは可能です。しかし、現在3・4ブロックで建築等の工事が多く行われているため、通行する際はご注意ください。
質問	電柱設置の位置について、隣接する地権者等に対して事前に説明はありますか。
回答	4月のまちづくり協議会時に、電柱設置事業者(四国電力送配電株式会社又はNTTインフラネット株式会社)に出席いただき、施工が近づいてきたブロックの電柱の配置計画をお示ししております。画地前に建柱を行う場合は、事前に事業者が土地所有者に確認を行って施工をしています。
質問	仮換地の引き渡し(使用収益開始)後に新築する際、下水道を使用せず合併浄化槽を設置し、使用することは可能ですか。
回答	下水道が供用開始された後は、遅滞なく下水道へ接続する義務があります。

## お問い合わせ

中須賀町地区まちづくり協議会事務局

○高知市都市建設部市街地整備課

〒780-0937 高知市中須賀町 265 番地 6

TEL:088-823-9377 FAX:088-823-9028

E-mail : kc-170800@city.kochi.lg.jp

